

## 第3章 附属機関等一覧

## < 附属機関 >

(令和6年6月1日現在)

| 名 称                  | 設置目的  | 委員数 | 所管課     |
|----------------------|---|-----|---------|
| 1 旭川市社会教育委員          | ・社会教育に関し教育委員会に助言する。   | 15人 | 社会教育課   |
| 2 旭川市文化財審議会          | ・文化財の指定や記録の作成など，文化財の保護について調査審議する。   | 8人  | 文化振興課   |
| 3 旭川市民文化会館運営審議会      | ・文化会館及び公会堂の運営等について審議する。   | 15人 | 文化振興課   |
| 4 旭川市音楽堂等運営協議会       | ・旭川市音楽堂及び旭川市国際会議場の運営について協議する。<br>・旭川市大雪クリスタルホールの施設管理について協議する。                               | 10人 | 文化振興課   |
| 5 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会 | ・彫刻美術館の運営等に関して必要な事項を協議する。   | 10人 | 文化振興課   |
| 6 中原悌二郎賞選考委員会        | ・中原悌二郎賞の選定について審議する。   | 5人  | 文化振興課   |
| 7 旭川市公民館運営協議会        | ・公民館の運営等に関し必要な事項を審議する。  | 10人 | 公民館事業課  |
| 8 旭川市図書館協議会          | ・図書館の運営に関して中央図書館長の諮問に応じるとともに，図書館奉仕につき，意見を述べる。   | 11人 | 中央図書館   |
| 9 旭川市科学館協議会          | ・科学館の運営に関し，館長の諮問に応じて意見を述べる。   | 10人 | 科学館     |
| 10 旭川市博物館協議会         | ・博物館の運営に関し，館長の諮問に応じて意見を述べる。   | 10人 | 博物館     |
| 11 旭川市いじめ防止等対策委員会    | ・教育委員会の諮問に応じ，旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策及びいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に関することについて調査し，又は審議する。 | 5人  | いじめ対策担当 |

### ※ 休止中の附属機関

| 名 称           | 設置目的                                      | 委員数   | 所管課 |
|---------------|---|-------|-----|
| 1 旭川市教科書調査委員会 | ・旭川市立小中学校において使用する教科書の採択について必要な事項を調査，審議する。 | 80人以内 | 学務課 |

## <懇談会等>

(令和6年6月1日現在)

| 名 称                 | 設置目的  | 委員数 | 所管課       |
|---------------------|---|-----|-----------|
| 1 旭川市教育支援懇談会        | ・障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を図る。                          | 22人 | 学務課       |
| 2 旭川市民展示芸能ホール懇談会    | ・旭川市民文化会館使用料免除要領に基づく、旭川市民文化会館の大・小ホール、展示室及び旭川市公会堂の減免に係る円滑な運営を図る。 | 12人 | 文化振興課     |
| 3 旭川市アイヌ語地名表記推進懇談会  | ・アイヌの人びとの伝統的な生活や本市の自然環境を理解する上で重要なアイヌ語地名について、保存、理解及び普及を推進する。     | 5人  | 博物館       |
| 4 旭川市民文化会館整備基本計画検討会 | ・旭川市民文化会館整備基本計画を策定する上で必要となる要素について意見を聴取する。                       | 12人 | 文化ホール整備担当 |